



# 鳥取県公報

平成 25 年 8 月 13 日 (火)  
第 8 5 2 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（3件）（606～608）（東部振興課）・・・ 2
	肥料の登録の有効期間の更新（609）（くらしの安心推進課）・・・ 3
	基本測量の実施（610）（技術企画課）・・・ 4
	公共測量の実施（3件）（611～613）（〃）・・・ 4
	指定居宅サービス事業者の指定（614）（中部総合事務所福祉保健局）・・・ 5
	指定介護予防サービス事業者の指定（615）（〃）・・・ 5
	土地改良区の役員の就退任（616）（西部総合事務所農林局）・・・ 5
	指定居宅サービス事業者の指定（617）（東部福祉保健事務所）・・・ 6
	指定介護予防サービス事業者の指定（618）（〃）・・・ 7
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（37）・・・ 7
◇ 公 告	平成25年鳥取県屋外広告物講習会の開催（景観まちづくり課）・・・ 7
	採石業務管理者試験の実施（治山砂防課）・・・ 8
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（警察本部生活環境課）・・・ 9
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（警察本部会計課）・・・ 11
◇ 正 誤	平成25年3月29日付鳥取県規則第44号中訂正・・・ 11

# 告 示

## 鳥取県告示第606号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成25年10月5日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年8月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日  
平成25年8月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人因幡の山と里
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
福原 寛之
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市河原町弓河内252
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、中山間地域の生活者に対して、持続可能な農林業で文化的、経済的に豊かな生活が送れるよう、また河川の上流域の環境を守り美しい自然を子孫へと継承することができるように支援する事業を行い、もって誇りある農山村生活の実現に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
  - (1) 活動計算書の導入
  - (2) 定款の変更

## 鳥取県告示第607号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成25年10月5日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年8月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日  
平成25年8月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人遠足計画
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

石原 達也

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市河原町曳田740

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、すべての子どもたちが幸せなこども時代をすごせる社会を実現するために、地域に暮らす人たちが自然に交流し、たすけあい、創造的な行動を起こせる、あたらしいコミュニティづくりを目指します。また、その実現のために、人と人とが出会える場所づくりと、情報の共有・伝達・コーディネートに関する事業を展開し、人と人、コミュニティとコミュニティ、そして、人と社会のつながりづくりに寄与します。

6 定款の変更事項

- (1) 役員の職務
- (2) 総会の議決及び議事録
- (3) 活動計算書の導入

---

**鳥取県告示第608号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成25年10月5日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年8月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 申請のあった年月日

平成25年8月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みつばちガーデン

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

川口 隆之

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市古海664-1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障害者及びその家族に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

- (1) 事業の名称
- (2) 定款の変更

---

**鳥取県告示第609号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項本文の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成25年8月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録の有効期間
鳥取県 第545号	混合有機質 肥料	EMアグリ	窒素全量 4.5 りん酸全量 3.5 加里全量 1.5	該当なし	アグリ岸本 岸本 伝 西伯郡伯耆町岸本193 - 2	平成25年7月 27日から平成 28年7月26日 まで

**鳥取県告示第610号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年8月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 作業期間 平成25年8月12日から平成26年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取市、倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡八頭町及び若桜町並びに東伯郡三朝町

**鳥取県告示第611号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県立博物館館長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成25年8月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間 平成25年7月12日から平成26年3月20日まで
- 3 作業地域 鳥取県全域

**鳥取県告示第612号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、防衛省中国四国防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成25年8月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成25年6月27日から同年8月30日まで

## 3 作業地域 境港市佐斐神町南部

**鳥取県告示第613号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、湯梨浜町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成25年 8 月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（都市計画図作成）
- 2 作業期間 平成25年 7 月16日から平成26年 3 月25日まで
- 3 作業地域 東伯郡湯梨浜町

**鳥取県告示第614号**

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 8 月13日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
一般社団法人明友会	オアシス倉吉	倉吉市福守町406-6	平成25年 8 月 6 日	通所介護

**鳥取県告示第615号**

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 8 月13日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
一般社団法人明友会	オアシス倉吉	倉吉市福守町406-6	平成25年 8 月 6 日	介護予防通所介護

**鳥取県告示第616号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり米子市石州府土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年 8 月13日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

## 退任した役員の氏名及び住所

理 事	古 前 勝 茂	米子市石州府408
〃	高 橋 順	米子市石州府421
〃	野 坂 次 雄	米子市石州府448
〃	大 前 廣 光	米子市石州府422－ 1
〃	野 坂 成 彰	米子市石州府442
〃	野 坂 利喜雄	米子市石州府433
〃	大 前 和 己	米子市石州府430
〃	神 庭 武 志	西伯郡伯耆町押口102
〃	神 坂 浩	西伯郡伯耆町押口101
〃	中 原 速 美	西伯郡伯耆町押口160－ 2
〃	山 澤 敏 弘	西伯郡伯耆町押口183
監 事	梅 林 喜 男	米子市石州府441
〃	仲 村 明	米子市石州府453
〃	西 澤 道 幸	西伯郡伯耆町押口166

平成25年 7 月26日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事	高 橋 順	米子市石州府421
〃	野 坂 次 雄	米子市石州府448
〃	大 前 廣 光	米子市石州府422－ 1
〃	野 坂 利喜雄	米子市石州府433
〃	大 前 和 己	米子市石州府430
〃	高 橋 文 雄	米子市石州府443
〃	奥 田 薫	米子市福万619
〃	神 坂 浩	西伯郡伯耆町押口101
〃	西 澤 道 幸	西伯郡伯耆町押口166
〃	中 原 速 美	西伯郡伯耆町押口160－ 2
〃	山 下 均	西伯郡伯耆町押口38
監 事	仲 村 明	米子市石州府453
〃	高 橋 敦 美	米子市石州府431
〃	山 澤 敏 弘	西伯郡伯耆町押口183

平成25年 7 月27日就任 任期 4 年

## 鳥取県告示第617号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 8 月13日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社シェア プレイス商栄	ヘルパーステーションシ ェアプレイス商栄	鳥取市商栄町271-5	平成25年8月5日	訪問介護

**鳥取県告示第618号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年8月13日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社シェア プレイス商栄	ヘルパーステーションシ ェアプレイス商栄	鳥取市商栄町271-5	平成25年8月5日	介護予防訪問介護

**選挙管理委員会告示****鳥取県選挙管理委員会告示第37号**

平成25年第8回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成25年8月13日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成25年8月20日（火） 午後4時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
  - (1) 公職選挙法等現行選挙制度の改正に関する要望について
  - (2) その他

**公 告**

鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第10条の10第1項の規定により、平成25年鳥取県屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成25年8月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 講習会の日時及び場所並びに講習の課程

日 時	場 所	講 習 の 課 程

平成25年10月9日（水） 午後2時から午後5時まで	鳥取県庁第二庁舎4階 第34会議室	広告物の施工に関する事項
平成25年10月10日（木） 午前9時から午後3時30分まで		広告物の表示の方法に関する事項 広告物に関する法令

## 2 受講申込手続

## (1) 受講申込書の配布

受講申込書は、鳥取県生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課、東部生活環境事務所建築住宅課、八頭県土整備事務所維持管理課、中部総合事務所生活環境局建築住宅課、西部総合事務所生活環境局建築住宅課及び日野振興センター日野県土整備局維持管理課並びに各市町村役場並びに鳥取県のホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/174019.htm>) において配布する。

## (2) 受講申込書の受付期間

平成25年8月15日（木）から同年9月26日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成25年9月26日（木）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

## (3) 受講申込書の提出先

次のいずれかの場所に提出すること。なお、郵送又は信書便による場合は、アの場所に送付すること。

ア 鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課（鳥取県庁本庁舎7階）

イ 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部生活環境事務所建築住宅課

ウ 八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭県土整備事務所維持管理課

エ 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課

オ 米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課

カ 日野郡日野町根雨140-1 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局維持管理課

## 3 受講手数料及び納付方法

受講手数料は4,400円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書の証紙貼付欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。なお、県外在住等の理由により鳥取県収入証紙を購入することが困難な場合は、証紙による方法以外の方法によることができるので、5の問合せ先に確認すること。

## 4 講習の課程の一部免除

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）第13条第2項の規定により、講習会における講習の課程のうち広告物の施工に関する事項の課程の免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当することを証する免状等の写しを受講申込書に添付すること。

## 5 問合せ先

鳥取県生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課景観づくり担当（電話0857-26-7371）

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、第42回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成25年8月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 平成25年10月11日（金）午前10時から

(2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎4階第28会議室及び第32会議室



## 2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。） イ 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項	2 時間

## 3 受験申込手続

受験願書（写真（縦4センチメートル×横3センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。以下「カラー写真」という。）とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを添付すること。）及び受験票（カラー写真を貼り付けること。）を、平成25年8月16日（金）から同年9月13日（金）までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所又は各総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、平成25年9月13日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し50円切手を貼り付けること。

また、受験願書及び受験票は、県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所及び各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

## 4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 8,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

## 5 その他

(1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送をする。

(2) 受験についての詳細は、次に問い合わせること。

県土整備部治山砂防課（電話0857-26-7384）

鳥取県土整備事務所（電話0857-20-3641）

八頭県土整備事務所（電話0858-72-3857）

中部総合事務所県土整備局（電話0858-23-3217）

西部総合事務所米子県土整備局（電話0859-31-9712）

西部総合事務所日野振興センター県土整備局（電話0859-72-2047）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成25年8月13日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

## 1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

## 2 開催の日時、場所等

散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成25年9月3日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	大口径ライフル銃 等射撃	大口径ライフル銃 等に適合する実包	1人
平成25年9月5日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成25年9月10日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成25年9月12日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成25年9月17日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成25年9月19日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成25年9月24日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成25年9月26日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃

## 3 講習課目

## (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

## (2) 猟銃の射撃

固定されている標的に対する射撃

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

## (1) 講習受講手数料 12,300円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

## 6 携行品

## (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包

- (2) 猟銃・空気銃所持許可証  
 (3) 技能講習通知書  
 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年8月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |   |                  |   |
|---|------------------|---|
| 1 | 調 達 件 名 及 び 数 量  | ノートサーバ賃貸借及び保守業務 一式  |
| 2 | 契 約 方 式          | 随意契約  |
| 3 | 随意契約の相手方を決定した日   | 平成25年7月17日  |
| 4 | 契約の相手方の名称及び所在地   | 株式会社鳥取県情報センター<br>鳥取市寺町50  |
| 5 | 契 約 金 額          | 月額798,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）                                      |
| 6 | 契約の相手方の決定方法      | 一般競争入札に付したところ参加者が1人であったため、その者に決定した。                               |
| 7 | 随意契約による理由        | 一般競争入札により再度の入札に付したが落札者がなかったため（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号） |
| 8 | 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課<br>鳥取市東町一丁目271                                      |

## 正 誤

平成25年3月29日付鳥取県公報号外第44号の鳥取県規則第44号（鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 欄	行	誤	正
18	改正後の欄	5 借受者	<u>借受者</u>
〃	改正前の欄	5 借受者	<u>奨学生</u>
〃	改正後の欄	10 添付書類	<u>添付書類</u>